

「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について
中間とりまとめ（案）に関する意見の募集について

平成24年5月10日
国土交通省、経済産業省、環境省

環境省、経済産業省及び国土交通省では、平成22年6月に「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を共同で設置し、住宅・建築物における省エネ・省CO2対策の取り組みについて、幅広い観点から検討を進めてきたところです。

この度、本年4月4日に開催された第4回「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」におきまして、『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ（案）』をとりまとめました。

つきましては、最終的なとりまとめの参考とするため、本案について国民の皆様から広く御意見を募集致します。

《意見募集要領》

■意見募集対象

『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ（案）（別添 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進に関する工程表（案）を含む）』（別紙1）

※ 「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」の配付資料等については、国土交通省ホームページの以下のサイトで公表しております。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000023.html

（上記URLを入力頂くか、または、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」で検索下さい。）

■意見募集期間

平成24年5月10日（木）～平成24年6月11日（月）（必着）

■意見送付方法

別紙2の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で日本語にて送付してください。なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

（1）電子メールの場合

メールアドレス：teitanso@mlit.go.jp

※電子メールの件名を『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ（案）に対する意見』とし、送付はテキスト形式としてください。

(2) FAX の場合

FAX 番号：03-5253-1629

「国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当」宛

※FAX 文面において、『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ（案）に対する意見』と明記してください。

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

「国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当」宛

※封筒の表に、『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ（案）に対する意見』と明記してください。

■注意事項

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承ください。

いただいた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることを御承知おきください。

【お問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅生産課

(代表) 03-5253-8111 (内線 39464, 39465)